

# 税務署からのお知らせ

〈問い合わせ〉阿蘇税務署  
Tel 0967(22)0551  
※自動音声案内

## 平成28年4月の地震災害により被害を受けた皆さまへ

この度の地震では、被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

今般の地震災害により、国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- ①申告、納付などの期限延長（国税通則法第11条）
  - ②納税の猶予（国税通則法第46条）
  - ③予定納税の減額（災害減免法）
- または所得税法第111条）

- ④所得税の軽減免除など（災害減免法または所得税法第72条など）
- ⑤相続税・贈与税の軽減・免除（災害減免法）
- ⑥源泉所得税の徴収猶予または還付（災害減免法）
- ⑦災害などによる消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例（消費税法第37条の2）
- ⑧納税証明書の無料発行（国税通則法施行令第42条第4項）

### 期限内納付と振替期日

納税は、お近くの銀行（日本銀行蔵入代理店）などの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、納税地を管轄する税務署の窓口で受け付けています。

### ■平成28年分確定申告の納付期限

- ・申告所得税および復興特別所得税  
3月15日（水）
- ・消費税および地方消費税（個人事業者）  
3月31日（金）

申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用していない方は、ぜひご利用ください。今まで口座振替により納付していた方には、金融機関から領収証書の送付をいたしました。平成29年から送付されませんのでご注意ください。

### ■平成28年分確定申告の振替納税の振替日

- ・申告所得税および復興特別所得税  
4月20日（木）

### ■消費税および地方消費税（個人事業者）

4月25日（火）

### 「にせ税理士」にご注意！

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行うこと（「にせ税理士（行為）」は、税理士法で固く禁じられています。所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること（「税理士証票」を携行し、「税理士会員章（バッジ）」を着用）を確認のうえ、ご相談ください。

国税庁ホームページで「確定申告書等作成コーナー」を提供しています  
国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、計算誤りのない所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書などを作成することができません。

特に給与所得者や公的年金所得者向けに、初めての人でも操作がしやすい申告書作成画面も設けていますので、ぜひご利用ください。作成した確定申告書などはe-taxを利用して提出することができます。また、印刷して郵送などにより提出することもできます。

e-taxの利用開始のための手続、e-taxソフト、「確定申告書等作成コーナー」およびその利用のためのパソコン操作などに関する問い合わせ

わせに電話で対応する専門窓口(税務相談などを除く。)を設けています。

e・Tax・作成コーナーヘルプデスク

Tel 0570(01)5901

**平成28年分の確定申告書などには個人番号の記載が必要です**

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分の確定申告書などにはマイナンバー(個人番号)の記載が必要となりました。

なお、マイナンバー(個人番号)を記載した確定申告書などを税務署へ提出する際には、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

**例1**

マイナンバーカード(個人番号カード)【番号確認および

**身元確認書類**

**例2**

通知カード【番号確認書類】

・運転免許証など【身元確認書類】

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または

国税庁

検索

をご覧ください。税務署にお尋ねください。

**確定申告は正しくお早めに**

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

また、平成28年1月1日～平成28年12月31日の課税期間における消費税および地方消費税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月31日(金)です。

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採用しています

ので、申告と納税は、期限内にお済ませください。

申告期限が間近になると、申告相談会場が大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、早めに申告をお済ませください。

なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書はe・Taxを利用して提出でき、また印刷して所轄税務署へ郵送などにより提出することもできますので、ぜひご利用ください。



**〈問い合わせ〉**

役場 環境対策課環境保全係  
Tel (65) 8121 Fax (67) 0115

# 公費解体の申請期限について

熊本地震で被災し、り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋などについて、平成28年5月29日より所有者からの解体申請を受け付けており、村で当初見込んでいた解体予想棟数の約9割の申請があつているところです。

今後の公費解体工事については、村で策定した解体実施計画によると、当初予定していた解体完了時期よりも早期に終了することが見込まれます。

このような状況ですので、公費解体の申請について、次の期限をもって受付を終了します。

**【解体を希望し、行政解体(村が解体)を申請していない人】**

**■受付期間**

3月31日(金)まで 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)

**■申請に必要なもの**

顔写真付の本人確認書類、実印、印鑑証明書、家屋の写真、登記簿謄本、課税台帳記載事項証明書もしくは名寄帳、各種同意書など(共有名義、抵当権が設定されている場合、未相続の場合など)が必要です。

**【既に解体し、自費解体(先行解体)の申請書が提出できていない人】**

受付期間は終了しています。事情があり申請ができていない場合は、環境対策課へご相談ください。

※申請期限までに申請できない事情がある人は、3月31日(金)までに環境対策課へご相談ください。